

沿岸広域振興局長告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成22年6月18日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 397号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町世田米字里古屋4番1地先から字高屋敷38番3地先まで	新	A 40.1~12.8 m	m 160.2
		B 30.2~8.6	172.3
	旧	A 40.1~12.8	160.2

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
 - (2) 期間 平成22年6月18日から同年7月18日まで